

## 第11回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年4月15日(木) 午前9時30分から午前9時55分

2 開催場所 光市役所 第5会議室

3 出席委員(20人)

農業委員

1番 田村 尚利  
2番 河村 晴夫  
4番 小林 勉  
5番 鬼武 敬子  
6番 西岡 正信  
7番 宮内 昭壽  
8番 藤本 準一  
9番 吉岡 弘  
10番 山本 忠男  
11番 弘田 靖  
12番 田村 耕一(会長)

農地利用最適化推進委員

1番 國弘 久男  
2番 濱田 俊文  
3番 末岡 博  
4番 小山 秋芳  
6番 城 俊治  
7番 小田 博  
8番 秋山 孝  
9番 森本 鉄之  
10番 西村 隆裕

4 欠席委員

農業委員

(1人)

3番 出穂 真奈美

農地利用最適化推進委員(1人)

5番 重田 正憲

## 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地  
利用集積計画の承認について

議案 第3号 農業振興地域整備計画の変更（除外）に関する意見書の提出  
について

報告 第1号 農地法第4条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第3号 非農地証明について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長 弘 光宣

農地係長 森重 康男

農政振興係長 寺尾 貴志

議長

みなさんおはようございます。

只今から、第11回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は11名、農地利用最適化推進委員9名で定足数に達しており、総会は成立しています。

次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、10番 山本 忠男 委員、11番 弘田 靖 委員、にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の寺尾係長を指名いたします。

それでは議事に入ります。

事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」ご説明いたします。

今月の申請は1件でございます。

本件は所有権移転による転用許可申請となっております

申請者ですが、譲受人は広島市に本店を有する法人で、譲渡人は山口市に居住の無職の個人です。

申請のあった土地は、大字三輪地内、市役所大和支所から南西へ約2.0kmに位置する1筆で、登記地目は田、面積は1,213㎡の自作地です。

譲受人は、太陽光発電による売電事業の拡大を計画し、当該農地の維持管理が困難となり、処分先を探していた譲受人よりここを取得し、パネル面積527.01㎡、発電出力49.5kwの太陽光発電施設を建設しようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しないことから第2種農地と判断いたします。第2種農地は他に代替となる用地が

ない場合許可するとされております。

ここからは、一般基準です。

事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、太陽光発電施設ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供されるのは申請地のみなので、これには該当いたしません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が太陽光発電施設であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、城委員さんに調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を

お願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。  
続いて、議案第2号の説明をお願いします。

事務局

議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」ご説明いたします。

光市長から、農用地利用集積計画の承認を求められています。

これは、農地法の許可を必要とせずに市が計画した農用地利用集積計画に基づいて、農地の貸し借りができる制度です。市が公告することで効力が発生しますが、事前に農業委員会の承認が必要となります。

別紙の農用地利用集積計画書をご覧ください。

新規7件、12筆で面積は11,590㎡、更新が3件、7筆で面積が8,660㎡、合計が10件、19筆で面積が20,250㎡です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

説明は以上でございます。

議長

説明が終わりました。

別紙資料の2ページの8番と9番の利用権の設定を受ける者の欄、農事組合法人つかりの理事長が河合 勉 となっておりますが、森田 悦登 に変更されておりますので訂正をお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。  
続いて、議案第3号の説明をお願いします。

事務局

議案第3号「農業振興地域整備計画の変更について」ご説明いたします。

これは、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、申請者から、農業振興地域整備計画について変更(除外)の申請が、市に提出されたことに伴い、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、市から農業委員会に対して計画の変更について意見を求められているものです。

農業委員会の確認事項は、1 当該農地を計画から除外することで周辺農用地の集団化など、効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないか、2 農業水利機能等への支障とならないかです。

それでは、別紙議案3号と位置図もご覧ください。

申請は1件です。

それでは、ご説明いたします。

これは、大字小周防地内において、ドッグラン施設を建設しようとするもので、特段問題もないことから計画変更に意義のない旨回答しようとするものです。

なお、この件につきましては鬼武委員さんに調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。  
続きまして、報告事項の説明をお願いします。

事務局

報告事項1号から3号は一括して、ご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第4条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、1件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

続きまして、報告第2号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、1件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

最後に、報告第3号「非農地証明について」です。

届出の件数は3件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

地区担当の委員さんほか2名の委員さんと、事務局1名による現地調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。

説明は以上でございます。

議長

只今の報告第1号から3号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますの

で、ご了解いただきたいと思います。

以上で、第11回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和3年4月15日開催の第11回光市農業委員会総会の議事録である。

令和3年 月 日

光市農業委員会 会長 \_\_\_\_\_

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 \_\_\_\_\_

光市農業委員 \_\_\_\_\_